

青森市広告入り窓口用封筒の無償提供に関する取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、市が使用する広告入り窓口用封筒の無償提供に関し必要な事項を定め、もって市民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）広告入り窓口用封筒 市の窓口で、来庁者等が各種証明書等を持ち帰るために来庁者等に提供する封筒で、民間企業等の広告が印刷されたものをいう。
- （2）無償提供者 広告入り窓口用封筒に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）を募集し、広告原稿の事前確認及び校正、広告主との調整その他の広告掲載に係る一連の業務を行い、市に広告入り窓口用封筒を無償提供する事業者をいう。

（広告入り窓口用封筒設置場所）

第3条 広告入り窓口用封筒の設置場所は、別紙に掲げる課及び施設とする。

（広告入り窓口用封筒の設置期間）

第4条 広告入り窓口用封筒の設置期間は、1年とする。ただし、市長は、無償提供者と協議の上、設置期間を変更することがある。

（無償提供者の募集方法）

第5条 無償提供者の募集は、公募によるものとし、市ホームページその他市長が必要と認める方法により行うものとする。

- 2 無償提供者の募集に際し、募集期間その他募集について必要な事項は、青森市広告入り窓口用封筒の無償提供者募集要項に定めるものとする。

（無償提供者の申込み）

第6条 広告入り窓口用封筒の無償提供を希望する者（以下「申込者」という。）は、青森市広告入り窓口用封筒無償提供申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（無償提供者の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申込みを受けたときは、提案内容、業務実績、信頼性等を総合的に判断し、無償提供者を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により無償提供者を決定したときは、青森市広告入り窓口用封筒無償提供可否決

定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

（協定書の締結）

第8条 市長は、前条第1項の規定により無償提供者を決定したときは、広告入り窓口用封筒の広告内容、無償提供の手続き等について無償提供者と協定書を取り交わすものとする。

（広告掲載の基準）

第9条 広告入り窓口用封筒に掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- （1）市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれがあるもの
- （2）法令等に違反するおそれがあるもの
- （3）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの
- （4）集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれのある組織・団体に関するもの
- （5）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に関するもの
- （6）政治活動、宗教活動、意見広告（社会問題に関する意見を記載した広告を含む。）又は個人の宣伝に関するもの
- （7）貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- （8）虚偽、誇大又は紛らわしい表現により、誤解又は不利益を与えるおそれのあるもの
- （9）社会的な信用、信頼に欠ける内容であると認められるもの
- （10）市の行政運営上支障があると認められるもの
- （11）前各号に掲げるもののほか、広告入り窓口用封筒に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

（作製上の注意事項）

第10条 無償提供者は、広告主を募集するに当たり、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないよう十分配慮しなければならない。

2 無償提供者は、広告入り窓口用封筒の色、形状その他の仕様及び掲載する広告について、市長と事前に協議し、その承諾を受けなければならない。

（無償提供者の責務）

第11条 無償提供者は、広告入り窓口用封筒の内容に関する苦情その他の問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

2 無償提供者は、広告の掲載により第三者に損害を与えたときは、無償提供者の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告入り封筒の使用の中止)

第12条 市長は、市民等に広告入り窓口用封筒を提供することが適当でないと認めたときは、広告入り窓口用封筒の提供を中止するものとする。この場合において、無償提供者は、広告入り窓口用封筒を回収の上、代替の封筒を提供するものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成28年11月11日から実施する。

(実施期日)

この要領は、令和4年9月5日から実施する。

(実施期日)

この要領は、令和7年10月22日から実施する。